令和７年度　身だしなみ規定-生徒用

大野城市立御陵中学校

校則に関して、質問・相談があれば申し出ること。（頭髪など身体的なコンプレックスに関することなど）

○　制服（上下）・ウインドブレーカー・上靴・カバンは学校指定のものに限る。

○　年間を通して、気候や体調に合わせて夏服、冬服、合服を着用してよい。

《制服》　※新制服の規定は別紙１（令和７年度大野城市立御陵中学校　（新）制服規定）を参照

※新制服に関しては、ボタン等の販売やネクタイの貸し出しは行わない。

※旧制服のボタンは事務室にて販売する。

従来の男子用制服

冬服

・制服の下には、必ず学校指定のカッターシャツ（半袖・長袖どちらでも可）を着用。（長袖のボタンをとめる。暑いときは腕まくり可）

・カッターシャツの下には無地の下着を着用（ワンポイント可・体操服不可）する。ハイネックは認めない。

・寒い時にセーター、トレーナーを着用する場合は、黒、紺、グレー、白のものとする。
（セーター、トレーナーは袖口や胴からはみ出ない）

・ベルトは黒色・茶色に限る。(幅は３cm 程度、夏服・合服も共通)

夏服・合服

・学校指定のカッターシャツ。（夏服：半袖、合服：長袖）

・シャツをズボンの中に入れ、ベルトが見えるようにしておく。

・シャツの下には無地の下着を着用（ワンポイント可・体操服不可）する。

従来の女子用制服

冬服

・寒い時に制服の下にセーター、トレーナーを着用する場合は、黒、紺、グレー、白のものとする。
（セーター、トレーナーは襟首や袖口からはみ出ないように着用）

・タイツは、柄、模様のない無地で黒のものとし、体育の授業では着用しない。
（スパッツも着用可。ただし、必ず靴下を着用すること）

・スカート丈は、膝頭がかくれる程度とする。

・必ずベルトを着用する。（ベルトでスカートの丈の調節はしない）

・必ずリボンを着用する。

夏服

・スカート丈は、膝頭がかくれる程度とする。

・必ずリボンを着用する。

合服

・長袖ブラウスを着用する。（袖のボタンをとめる。暑いときは腕まくり可）

・必ずベルトを着用する。

《男女共通》制服以外

頭髪

・自然の状態に限る。
・脱色、髪染、パーマは認めない。
・目にかからない。肩につく場合は結ぶ。
※髪を結ぶ際は、黒･紺･茶のゴム(飾り･ラメ等のないもの)で束ねる。

眉

・自然な状態が望ましい。（自然な状態とは、眉毛を剃ったり抜いたりしていない状態）

爪

・爪は短く切っておく。

通学靴

・白・紺・グレー・茶・黒を基調とした運動靴（マジックテープ可)。ハイカット、ミドルカットは不可。ひもは、購入した際に付属していたものに限る
・記名を靴の内側に必ずする。

上靴

・記名をかかとに必ずする。

靴下

・くるぶしが完全に隠れる、白・黒・紺・グレーを基調としたスクールソックスまたはスポーツソックス

メインバッグ、サブバッグ

・メインバッグは黒、サブバッグは赤の学校指定のものとする。
・バッグを見分けるためのキーホルダー等（お守り含む）は２つまで（生徒手帳サイズまで）つけてよい。バッジ等危険性のあるものは認めない。

防寒着および防寒具

・ウインドブレーカーは校内ではチャックを閉めて着用する。
・手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳当ては防寒を目的としたものとし、登下校以外では着用しない。（昼休み中の外での着用は可）

その他

・リップクリームは無色・無臭、日焼け止め・制汗剤（汗拭きシート）は無臭の物を使用する。液体の制汗剤・スプレーの使用は許可しない。

（別紙１）

令和７年度大野城市立御陵中学校　（新）制服規定　　令和７年４月14日

＜新１年生（新制服）＞

新制服への移行期間は令和６年４月から令和11年３月末までの５年間とします。移行期間中は、兄姉等からのいわゆる「お下がり」や、リユースの旧制服の着用も可能とします。
令和９年度の新入生からは、原則として全員新しいブレザータイプの制服を着用とします。

１　着用期間

原則、夏季及び冬季・合服の服装は、気候や体調に応じて自己決定する。ただし、学校行事等の場合は、学校が指定した服装に限る。

２　制服（必ず準備が必要なもの）の購入

（１）市が認証する制服販売店で必ず購入するもの

①「ブレザー」
※男女兼用型。販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」という標記がある。

②「ボトム（オールシーズンタイプ）」
※「スラックス」か「スカート」を選択。販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」という標記がある。

③「ネクタイ・リボン」
※「ネクタイ」か「リボン」を選択。デザインは学校ごとに異なるため、学校指定のデザインを購入する必要がある。ネクタイとリボンの両方を購入し、付け替えることも可能である。

（２）市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で必ず購入するもの

①「白の長袖シャツ（カッターシャツ）」**※必ず１枚は購入**
※柄やワンポイント等がない白い生地。ボタンは白色または透明。ボタンダウン可。胸ポケット付のもの。
※式典等の制服着用時には、白い長袖シャツを着用する。

②「ブルーの長袖シャツ（カッターシャツ）」
※柄やワンポイント等がないブルー生地。ボタンは白色または透明。ボタンダウン可。胸ポケット付のもの。
※ブルーの基準については、業者サンプル（薄いブルー）を基準にする。
※紺やグレーは不可とする。

３　冬季向き服装（長袖シャツ・ブレザー着用時）の規定

（１）「ブレザー」

①ブレザーは、市が認証する制服販売店で購入とする。
②男女兼用型であり、市指定の標準型とする。
※販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」もある。
③学校が指定する式典（始業式・終業式・入学式・卒業式）等では、必ずブレザーを着用することとする。ただし、７月終業式・９月始業式は、着用しなくてもよいとする。
④ブレザー着用時には、ボタンを留めるが、一番下だけは開けて留めることとする。

ただし、着席時は、すべてを開けても良いこととする。
⑤ブレザーの下には、市指定のシャツ（長袖、半袖）を着用する。その際、シャツ（長袖、半袖）の裾は、スラックス及び、スカートの中へ入れることとする。
⑥長袖シャツの下には、インナーを着用とする。
※インナーは無地のもの（ワンポイント可・体操服不可）とする。

（2）「ボトム」

①ボトムは、市が認証する制服販売店で購入とする。
②「スラックス」「スカート」から選択とする。
※販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」もある。
③スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。
※業者が採寸後、仕立てる時の長さが基準になる。

（3）「長袖シャツ（カッターシャツ）」

①上衣（白またはブルーの長袖シャツ）は、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
※原則、カッターシャツとし、長袖ポロシャツは不可とする。
※学校が指定する式典等の制服着用時は、白い長袖シャツを着用する。（必ず１枚は購入）
②柄やワンポイント等がない白またはブルーの生地とする。
※ボタンダウンのシャツも可とする。
③ボタンは白色または透明とする。
④胸ポケット付のものとする。
⑤長袖シャツは、ズボンの中に入れて着用とする。
⑥長袖シャツの下には、インナーを着用とする。
※インナーは無地のもの（ワンポイント可・体操服不可）とする。

（4）「ベルト」

①ベルトは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
②スラックスを履く際は、ベルトループの大きさに合うベルトを着用とする。（３ｃｍ程度）
③ベルトの色は黒・紺・茶の単色とする。
※スタッズベルト等は不可とする。

（5）「ネクタイ」「リボン」

①ネクタイ、リボンは、市が認証する制服販売店で購入とする。
②「ネクタイ」「リボン」から選択とする。
※ネクタイとリボンの両方を購入し、付け替えることも可能である。
③学校が指定する式典等の制服着用時には、白い長袖シャツにネクタイ・リボンを使用とする。
④１１月から４月までの期間で、長袖シャツを着用する際には、ネクタイ・リボンを使用とする。

4　夏季向き服装（半袖ポロシャツ着用時）の規定

（1）「ボトム」

①夏用タイプのボトムは、市が認証する制服販売店で購入とする。
②夏用タイプの購入は任意とする。

③「スラックス」「スカート」から選択とする。
※販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」もある。
④スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。
※業者が採寸後、仕立てる時の長さが基準になる。

（2）「半袖ポロシャツ」

①半袖ポロシャツは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
※長袖ポロシャツは不可とする。
②半袖ポロシャツの購入は任意とする。
③ワンポイントなどない白または紺の単色・無地の半袖ポロシャツとする。
④ボタンは、生地と同色または透明のものとする。
⑤胸ポケット付きのものとする。
⑥半袖ポロシャツは、ズボンの中に入れて着用とする。
⑦半袖ポロシャツの下には、インナーを着用とする。
※インナーは無地のもの（ワンポイント可）とする。
⑧半袖ポロシャツの上から、サマーベストとして、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入したものを着用しても可とする。（ベストの規定を参照する。）

（3）「ベルト」

①ベルトは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
②スラックスを履く際は、ベルトループの大きさに合うベルトを着用とする。（３ｃｍ程度）
③ベルトの色は黒・紺・茶の単色とする。
※スタッズベルト等は不可とする。

（4）「ネクタイ」「リボン」

①半袖ポロシャツ着用時には、ネクタイ・リボンは不要とする。
※5 月から 10 月に長袖シャツを着用する際は、ネクタイ・リボンは不要とする。

6　その他の規定

（1）「名札」

①名札は、学校で指定された「ネームプレート」または、「ストラップ付ネームケース」を着用とする。
②登校した後は、左胸ポケットに着用とする。（朝の会で確認）
③下校する際は、名札を外し、指定の場所に戻すとする。（帰りの会で確認）

（2）「ベスト」

①ベストは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
②ベストの購入は任意とする。
③色は、白・黒・紺の３色で、単色、無地、ワンポイントなしのものとする。その際、ジャケットからはみださないように着用とする。
④ネクタイ、リボンが隠れない襟（Ｖネック）のものとする。
⑤名札を必ず着用する。（安全ピンやストラップ等で対応）
⑥サマーベストとしての着用も可とする。

（３）「セーター」

①セーターは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。

②セーターの購入は任意とする。

③色は、白・黒・紺の３色で、単色、無地、ワンポイントなしのものとする。その際、ジャケットからはみださないように着用とする。

④ネクタイ、リボンが隠れない襟（Ｖネック）のものとする。

⑤名札を必ず着用する。（安全ピンやストラップ等で対応）